IPS/TS-002

蓄電池設備の定期点検はされていますか

蓄電池設備の定期点検は　法令で定められています

蓄電池設備は、長年使用すれば各機能が劣化し、ついには機能が果たせなくなり、環境や使用条件の変化で思わぬ突発事故に結びつく場合があります。安心して使用するための定期的な点検・整備の実行はユーザーの責任です。「うちの設備は、まだまだ大丈夫」と過信せずに定期点検を行いましょう。

定　期　点　検　で　い　つ　も　安　心

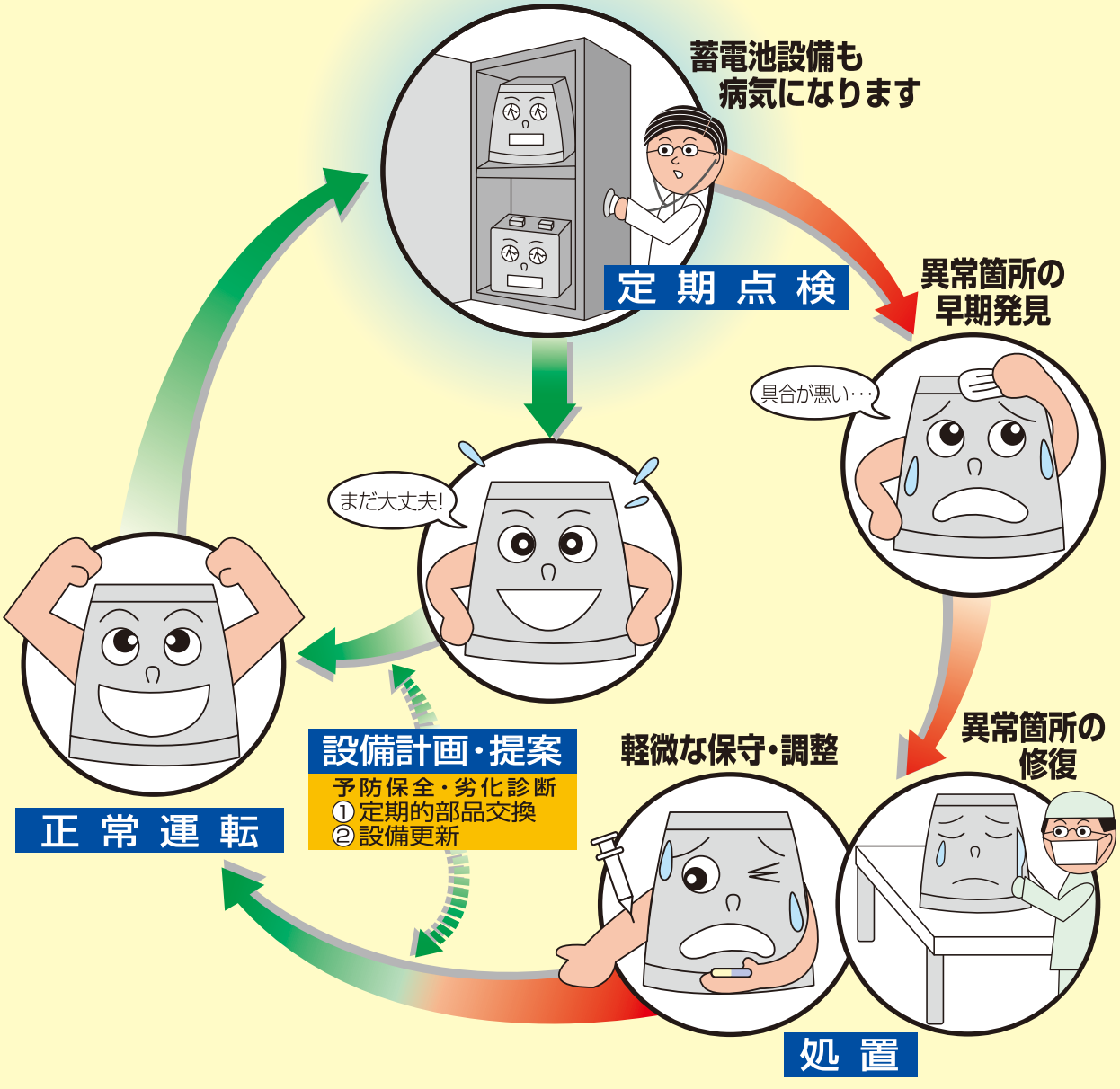

一般社団法人 電池工業会
BATTERY ASSOCIATION OF JAPAN
〒105-0011 東京都港区芝公園３丁目５番８号（機械振興会館）　TEL (03)3434-0261

法令で定める点検について

<table>
<tr><th></th><th>対　象　物</th><th>点検の内容</th><th colspan="4">点　検</th></tr>
<tr><th></th><th></th><th></th><th>監　督</th><th>点　検　者</th><th>期　間</th><th>報　告</th><th>基　準</th></tr>
<tr><td>電気事業法</td><td>すべて</td><td>日常巡視
日常点検
定期点検
精密点検</td><td rowspan="4">選任された電気主任技術者</td><td>関係者</td><td>保安規定による</td><td></td><td>保安規定</td></tr>
<tr><td>建築基準法</td><td>特定行政庁が指定するもの</td><td>外観点検
機能点検等</td><td>建築士又は
建築設備検査資格者</td><td>特定行政庁が定める期間
（おおむね6ヶ月から1年に1回）</td><td>特定行政庁が定める期間
（おおむね6ヶ月から1年に1回）</td><td>建築設備定期検査業務基準
指導書
（建築指導課監修）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">消防法</td><td>特定防火対象で延べ面積が1000m²以上あるもの</td><td rowspan="3">機器点検
総合点検</td><td rowspan="3">消防設備点検資格者
蓄電池設備整備資格者</td><td rowspan="3">6ヶ月
（機器点検）

1年
（総合点検）</td><td>1年に1回
（特定防火対象物）</td><td rowspan="3">点検基準
（告示）

点検要領
（通達）</td></tr>
<tr><td>防火対象物で消防長又は消防署長が指定するもの</td><td rowspan="2">3年に1回
（防火対象物）</td></tr>
<tr><td>上記以外の防火対象物</td></tr>
</table>

○蓄電池設備定期点検の詳しい内容は製造業者の取扱説明書、電池工業会指針「蓄電池設備の定期点検項目及び点検周期に関する指針」SBA G 0605等をご覧ください。

○蓄電池設備の点検・整備及び劣化診断・交換は専門家にお任せください。

・蓄電池設備の劣化診断・交換には、専門的な知識・技術が必要です。
・蓄電池設備の技術者・蓄電池設備整備資格者が安全・確実に劣化診断・交換を行いますので安心です。
・点検・整備は蓄電池設備整備資格者・消防設備点検資格者が行います。

○蓄電池は製造業者の推奨する取り替え時期を超過しないように、計画的に更新をお願いします。取り替え時期を過ぎて使用すると、火災など重大な二次災害の原因となります。

使用済み蓄電池の再資源化にご協力ください

定期点検のお問い合わせ先